

車体防錆コート ナチュラル 200g  
ダイハツ純正品番:DNJNC03000株式会社 ダイソー ニチモリ事業部  
整理番号:11135G-(5)D  
1/6作成日: (第1版) 2010年12月24日  
改定日: (第5版) 2022年6月16日

## 安全データシート ( SDS )

## 1. 製品及び会社情報

|       |  |
|-------|--|
| 製品名   | ダイハツ純正品番:DNJNC03000<br>車体防錆コート ナチュラル 200g  |
| 主用途   | ワックス系車体防錆剤   |
| 会社情報  | 会社名: 株式会社 ダイソー ニチモリ事業部<br>住所: 茨城県猿島郡五霞町幸主639<br>担当部門: 技術部 品質品証室<br>電話番号: 0280-80-1577<br>FAX番号: 0280-84-2620 |
| 緊急連絡先 | 担当部門: 技術部 品質品証室<br>電話番号: 0280-80-1577<br>受付時間: 月曜日～金曜日(祝祭日を除く) 09:00～17:00                                   |
| 整理番号  | 11135G -(5)D   |

## 2. 危険有害性の要約

GHS分類(JIS Z 7252:2019)

|             |                 |      |
|-------------|-----------------|------|
| <物理化学的危険性>  | 引火性液体           | 区分 3 |
| <健康に対する有害性> | 眼に対する重篤な損傷/眼刺激性 | 区分 2 |
|             | 皮膚感作性           | 区分 1 |
|             | 特定標的臓器毒性(単回ばく露) | 区分 3 |
|             | 誤えん有害性          | 区分 1 |
| <環境に対する有害性> | 水生環境有害性 短期(急性)  | 区分 2 |
|             | 水生環境有害性 長期(慢性)  | 区分 2 |

\* GHS分類項目につきまして本書では、分類結果が「区分に該当しない」「分類できない」に該当する項目については、記載を省略しております。

<絵表示又はシンボル>  
<注意喚起語>

危険

&lt;危険有害性情報&gt;

|      |                        |
|------|------------------------|
| H226 | 引火性液体及び蒸気              |
| H319 | 強い眼刺激                  |
| H317 | アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ      |
| H335 | 呼吸器への刺激のおそれ            |
| H304 | 飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ |
| H401 | 水生生物に毒性                |
| H411 | 長期継続的影響によって水生生物に毒性     |

\* GHS分類による記載がない場合でも、以降の情報を参考に安全対策/応急措置/保管/廃棄に関し十分な配慮を行うこと。

注意書き

&lt;安全対策&gt;

|      |                               |
|------|-------------------------------|
| P202 | 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。     |
| P210 | 熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。 |
| P233 | 容器を密閉しておくこと。                  |
| P241 | 防爆型の電気機器、換気装置、照明機器を使用すること。    |
| P242 | 火花を発生させない工具を使用すること。           |

|        |                        |  |
|--------|------------------------|--|
|        | P243                   | 静電気放電に対する予防措置を講ずること。   |
|        | P261                   | ミスト、蒸気の吸入を避けること。   |
|        | P264                   | 取扱い後はよく手を洗うこと。   |
|        | P271                   | 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。  |
|        | P272                   | 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。  |
|        | P273                   | 環境への放出を避けること。  |
|        | P280                   | 保護眼鏡・保護マスク・保護手袋等の保護具を適切に着用すること。                                    |
| 〈救急処置〉 | P301+P310              | 飲み込んだ場合:直ちに医師に連絡すること。  |
|        | P302+P352              | 皮膚に付着した場合:多量の水と石けん(鹸)で洗うこと。  |
|        | P303+P361<br>+P353     | 皮膚に付着した場合は、直ちに多量の水と石けんで洗うこと。異常がある場合は直ちに医師の診察を受けること。                |
|        | P304+P340              | 吸入した場合:空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。                               |
|        | P305+P351<br>+P338     | 眼に入った場合:水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 |
|        | P312                   | 気分が悪いときは医師に連絡すること。   |
|        | P333+P313              | 皮膚刺激又は発しんが生じた場合:医師の診断を受けること。                                       |
|        | P337+P313              | 眼の刺激が続く場合:医師の診断を受けること。   |
|        | P362+P364              | 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。                                       |
|        | P370+P378              | 火災の場合には適切な消火方法をとること。   |
| 〈保管方法〉 | P391                   | 漏出物を回収すること。  |
|        | P403+P233<br>P403+P235 | 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。<br>換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。         |
| 〈廃棄方法〉 | P405                   | 施錠して保管すること。  |
|        | P501                   | 内容物や容器を廃棄する際には、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。                   |

### 3. 組成・成分情報

単一製品・混合物の区別  
 学名又は一般名  
 成分

混合物  
 ワックス系車体防錆剤

|         | CAS.No.    | 含有量(wt%) |
|---------|------------|----------|
| 石油ナフサ   | 64742-82-1 | 40 ~ 50% |
| 固形パラフィン | 62321-60-7 | 1 ~ 10%  |
| 精製鉱油    | 64742-54-7 | < 1%     |
| ノナン     | 111-84-2   | 0.1 ~ 5% |
| キシレン    | 1330-20-7  | 1 ~ 5%   |
| プソイドクメン | 95-63-6    | 1 ~ 5%   |
| エチルベンゼン | 100-41-4   | < 1%     |

\*労働安全衛生法:名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物

|                |        |
|----------------|--------|
| 330: 石油ナフサ     | 40~50% |
| 170: 固形パラフィン   | 1~10%  |
| 168: 鉱油        | <1%    |
| 432: ノナン       | 1~10%  |
| 136: キシレン      | 1~5%   |
| 70: エチルベンゼン    | <1%    |
| 404: トリメチルベンゼン | 1~5%   |

\*化学物質管理促進法(PRTR法)

|                      |       |
|----------------------|-------|
| 80: キシレン             | 1~5%  |
| 53: エチルベンゼン          | 規制値未満 |
| 296: 1,2,4-トリメチルベンゼン | 1~5%  |

\*毒劇物取締法

キシレン 毒劇物取締法第2条別表第2 劇物に該当

\*原料としては毒劇物取締法第2条別表第2 劇物に該当するが、混合物である当該製品としては非該当

4. 応急措置

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 吸入した場合:               | 空気の新鮮な場所に移し、安静、保温に努め、必要に応じて医師の診断/手当てを受ける。   |
| 皮膚に付着した場合:            | 触れた部位を多量の水で良く洗い流す。必要に応じて汚染した衣服や靴を脱ぎ、医師の診断/手当てを受ける。  |
| 眼に入った場合:              | ただちに清浄な水で数分間洗眼した後、医師の診断/手当てを受ける。コンタクトレンズを使用している場合、可能であれば取り外してから眼を洗浄する。                              |
| 飲み込んだ場合:              | 無理に吐かせず、医師の診断/手当てを受ける。揮発性があるので、吐き出させるとかえって肺への吸引などの危険が増す。水でよく口の中を洗わせてもよい。被災者に意識の無い場合は、口から何も与えてはならない。 |
| 最も重要な徴候及び症状に関する簡潔な情報: | 誤飲した場合、胃の粘膜を刺激し、吐くことがある。嘔吐中に、飲み込んだ本品が肺に吸入されると、化学性肺炎を起こす危険がある。                                       |
| 応急措置をする者の保護:          | 現在のところ有用な情報なし   |
| 医師に対する特別な注意事項:        | 現在のところ有用な情報なし   |

5. 火災時の措置

|              |   |
|--------------|---|
| 適切な消火剤:      | 霧状の強化液、泡、粉末又は炭酸ガス消火剤が有効である。   |
| 使ってはならない消火剤: | 棒状の水を用いてはならない。火災を拡大し危険な場合がある。   |
| 特有の危険有害性:    | 1. 極めて燃え易い、熱・火花・火災により容易に発火する。加熱により容器が爆発するおそれがある。<br>2. 蒸気は空気と混合して爆発性になることがある。 |
| 特有の消火方法:     | 1. 火元への燃焼源を断つこと。<br>2. 周囲の設備等に散水して冷却すること。<br>3. 火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止すること。   |
| 消火を行う者の保護:   | 消火作業の際は、風上から行き必ず保護具を着用すること。   |

6. 漏出時の措置

|                        |   |
|------------------------|---|
| 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置: | 作業者は適切な保護具(「8. 暴露防止及び保護措置」の項を参照)を着用すること。  |
| 環境に対する注意事項:            | 漏出物が河川、下水道等に排出されないように注意する。  |
| 封じ込め及び浄化の方法及び機材:       | 1. 少量の場合は、土砂、ウエス等に吸着させ回収し、その後完全にウエス等で拭き取る。<br>2. 大量の場合は、漏洩した場所の周辺にはロープを張るなどして人の立入りを禁止する。漏洩物は土砂等でその流れを止め、適切な吸収剤を用い、出来るだけ空容器に |
| 二次災害の防止策:              | 1. 漏洩時は事故の未然防止及び拡大防止を図る目的で、速やかに関係機関に通報する。<br>2. 付近の熱、炎、スパークなど着火源となるものを速やかに除く。   |

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

|        |   |
|--------|---|
| 技術的対策: | 1. 炎、火花または高温体との接触を避けるとともに、みだりに蒸気を発散させないこと。<br>2. 皮膚に触れたり、目に入る可能性がある場合は、保護具を着用する。<br>3. ミストが発生する場合は、呼吸器具等を使用してミストを吸入しない。<br>4. 容器は必ず密閉すること。<br>5. 静電気対策を行い、作業衣、靴等も導電性の物を用いる。 |
|--------|---|

- 安全取扱注意事項:
1. 製品から発生した蒸気は空気より重く、滞留しやすい場合がある。局所排気を行い、換気の良い場所で取り扱う。
  2. 水分、きょう雑物の混入に注意する。
  3. 酸化剤との接触に注意する。

保管

- 適切な保管条件:
1. 直射日光を避け、換気の良い場所に保管し、使用後は密閉する。40°C以上になるところには保管しないこと。
  2. 熱、スパーク、火炎並びに静電気蓄積を避ける。
- 適切な技術的対策:
1. 保管場所で使用する電気器具は防爆構造とし、器具類は接地する。
  2. 酸化剤との接触ならびに、同一場所での保管を避ける。
- 安全な容器包装材料:
1. 容器には、圧力をかけない。圧力をかけると破裂することがある。
  2. 容器は溶接、加熱、穴あけ又は切断しない。

8. 暴露防止及び保護措置

- 設備対策:
1. ミスト及び蒸気が発生する場合は発生源の密閉化、又は排気装置を設ける。
  2. 取扱い場所の近くに、眼の洗浄及び身体洗浄のための設備を設置し、その位置を明確に表示する。
- 管理濃度: 現在のところ有用な情報なし
- 許容濃度:

| 成分        | 許容濃度   | 出典                         |
|-----------|--|----------------------------|
| 鉛油        | 1mg/m3<br>TLV-TWA:5mg/m3 (鉛油ミストとして)<br>TLV-STEL:10mg/m3 (鉛油ミストとして) | 日本産業衛生学会<br>ACGIH<br>ACGIH |
| ノナン       | 200ppm<br>TLV-TWA:200ppm   | 日本産業衛生学会<br>ACGIH          |
| トリメチルベンゼン | 25ppm<br>TLV-TWA:25ppm   | 日本産業衛生学会<br>ACGIH          |
| キシレン      | 50ppm<br>TLV-TWA:50ppm   | 日本産業衛生学会<br>ACGIH          |
| エチルベンゼン   | 50ppm<br>TLV-TWA:100ppm  | 日本産業衛生学会<br>ACGIH          |

保護具

- 呼吸器用の保護具: 必要に応じて有機ガス用防毒マスク、送気マスク、空気呼吸器を着用する。
- 手の保護具: 耐溶剤性(不浸透性)の手袋を着用する。
- 目の保護具: 保護眼鏡等を着用する。
- 皮膚及び身体の保護具: 不浸透性の保護服、保護長靴、保護前掛け等を着用する。
- 適切な衛生対策: 濡れた衣服は脱ぎ、完全に洗浄してから再使用する。

9. 物理的及び化学的性質

物理的状態

- 形状: 液体
- 色: 淡褐色
- におい: 鉛油臭を有する
- pH: 該当しない

物理的状態が変化する特定の温度/温度範囲

- 融点・凝固点: データなし
- 沸騰範囲: 150°C以上
- 分解温度: データなし
- 引火点: 42°C
- 自然発火温度: データなし

爆発特性

- 爆発限界: データなし
- 蒸気圧: データなし
- 蒸気密度: データなし

その他のデータ

|       |                         |
|-------|-------------------------|
| 比重:   | 0.804 g/cm <sup>3</sup> |
| 溶解性:  | 水に不溶                    |
| 揮発性:  | あり                      |
| 可燃性:  | データなし                   |
| 動粘性率: | データなし                   |
| 粒子特性: | データなし                   |

10. 安定性及び反応性

|             |                               |
|-------------|-------------------------------|
| 化学的安定性:     | 通常の条件では安定。                    |
| 反応性:        | 強酸化剤および強過酸化剤との接触を避ける。         |
| 危険有害反応可能性:  | 現在のところ有用な情報なし                 |
| 避けるべき条件:    | 高温、火炎及び着火源。                   |
| 混触危険物質:     | 酸化剤                           |
| 危険有害な分解生成物: | 燃焼等により一酸化炭素等の有害なガスを発生するおそれあり。 |

11. 有害性情報

|                      |                                      |
|----------------------|--------------------------------------|
| 急性毒性:                | 原料の危険有害性区分と含有率より、区分に該当しない、または分類できない。 |
| 皮膚腐食性/刺激性:           | 原料の危険有害性区分と含有率より、区分に該当しない、または分類できない。 |
| 眼に対する重篤な損傷/<br>眼刺激性: | 原料の危険有害性区分と含有率より、区分2と判定した。           |
| 呼吸器感作性又は皮膚<br>感作性:   | 原料の危険有害性区分と含有率より、区分1と判定した。           |
| 生殖細胞変異原性:            | 原料の危険有害性区分と含有率より、区分に該当しない、または分類できない。 |
| 発がん性:                | 原料の危険有害性区分と含有率より、区分に該当しない、または分類できない。 |
| 生殖毒性:                | 原料の危険有害性区分と含有率より、区分に該当しない、または分類できない。 |
| 特定標的臓器毒性<br>(単回ばく露): | 原料の危険有害性区分と含有率より、区分3と判定した。           |
| 特定標的臓器毒性<br>(反復ばく露): | 原料の危険有害性区分と含有率より、区分に該当しない、または分類できない。 |
| 誤えん有害性:              | 原料の危険有害性区分と含有率より、区分1と判定した。           |

12. 環境影響情報

|                    |                            |
|--------------------|----------------------------|
| 生態毒性:              | 現在のところ有用な情報なし              |
| 残留性・分解性:           | 現在のところ有用な情報なし              |
| 生体蓄積性:             | 現在のところ有用な情報なし              |
| 土壌中の移動性:           | 現在のところ有用な情報なし              |
| オゾン層への有害性:         | 現在のところ有用な情報なし              |
| 水生環境有害性<br>短期(急性): | 原料の危険有害性区分と含有率より、区分2と判定した。 |
| 水生環境有害性<br>長期(慢性): | 原料の危険有害性区分と含有率より、区分2と判定した。 |

13. 廃棄上の注意

|          |  |
|----------|--|
| 残余廃棄物    | <ol style="list-style-type: none"><li>事業者は産業廃棄物を都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。</li><li>投棄禁止</li><li>埋立処分を行う場合には、あらかじめ焼却設備を用いて焼却し、その燃えがらについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」に定められた基準以下であることを確認しなければならない。</li></ol> |
| 汚染容器及び包装 | 空容器を廃棄する場合、内容物を完全に除去した後に処分すること。  |

#### 14. 輸送上の注意

##### 国際規制

国連番号: 1993 (その他の引火性液体)  
国連分類: クラス3(引火性液体類)

##### 国内規制

陸上: 消防法 危険物第4類 第二石油類 非水溶性液体  
海上: 船舶安全法の規定に従う。  
航空: 航空法の規定に従う。

輸送上の特定の安全対策: 1. 消防法に従う。  
2. 運搬に関しては容器に漏れないことを確かめ、荷崩れの防止を確実に進行。

#### 15. 適用法令

|                     |  |
|---------------------|--|
| 労働安全衛生法             | 名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物(第57条)<br>危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号) |
| 有機溶剤中毒予防規則          | 第三種有機溶剤(施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第5号)                 |
| 化学物質管理促進法           | 第一種指定物質  |
| 毒劇物取締法              | 劇物(指定令第2条) *但し混合物である製品としては対象外                          |
| 消防法                 | 危険物(第4類第二石油類/非水溶性液体)、危険等級Ⅲ                             |
| 船舶安全法               | 引火性液体類(危規則第2, 3条危険物告示別表第1)                             |
| 航空法                 | 引火性液体(施行規則第194条危険物告示別表第1)                              |
| 水質汚濁防止法             | 油分排出規制 (5mg/l 許容濃度)                                    |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律    | 産業廃棄物規則 (拡散、流出の禁止)                                     |
| 海洋汚染防止法             | 油分排出規制 (原則禁止)  |
| 下水道法                | 鉱油類排出規制 (5mg/l)  |
| 大阪府化学物質管理制度<br>指定物質 | 含有なし<br>(別表第十八の九大府独自指定物質.)                             |

#### 16. その他の情報

##### 引用文献

1. 15308の化学商品(化学工業日報社)
2. 急性中毒処置の手引き(薬業事業社)
3. 許容濃度等の勧告(2004年度)日本産業衛生学会 産業衛生学会誌
4. 製品安全データシートの作成指針(改訂版)(日本化学工業協会)
5. GHS分類結果データベース(独立行政法人 製品評価技術基盤機構 HP)
6. 中央労働災害防止協会(安全衛生情報センター HP)

#### 記載内容の取扱い

記載内容は、安全な取り扱い、使用、処理、保管、輸送、廃棄および放出のためのガイドラインとして作成されており、いかなる種類の保証または品質仕様ともみなされません。使用者は、地域、国、および国際規制に従って、製品の使用および取り扱いのすべての責任を負うものとします。この安全データシートに記載されている情報は、現在入手可能なデータおよび情報に基づいて記述されており、法律および新しい知識の改訂に基づいて更新される場合があります。

注意事項は通常の取り扱いを対象としたものであって、特殊な取り扱いの場合は、用途、用法に適した安全対策を実施のご配慮をお願いいたします。